平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 | | | |
| (4) 個々の未収金の検討の結果 | | | |
| ③　業者使用光熱水費について  【教育委員会】 | 大阪府下の府立高等学校において、食堂の運営を外部の業者に使用許可しており、当該業者からは食堂に係る光熱水費の使用料として料金の徴収を行っている。しかしながら、以下のとおり一部の業者においては過年度から使用料金の滞納が発生している。  　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 業者名 | 平成24年度期首 | 調定額 | 回収額 | 平成25年度期首 | | Ａ | 1,752 | 761 | 1,043 | 1,471 | | Ｂ | 1,917 | 1,346 | 236 | 3,027 | | 合計 | 3,669 | 2,107 | 1,279 | 4,498 |   使用許可を継続することの是非について検討するとともに、今後の方策について総合的に検討すべきである（意見番号34）。 | 食堂業者は、施設の行政財産使用料についてはほぼ滞納することなく納付しており、また、滞納した業者使用光熱水費についても計画通り納付している。  平成25年当初は使用許可の継続の是非については、今後の納付状況を見極めながら判断すべきと考え、引き続き業者から未収金回収に努めて、その回収状況から許可を継続した。  今後の方策については、平成28年度以降は、使用料（業者負担光熱水費を含む）の未納がある場合は、回収に努めるとともに、回収が見込めないなど、使用許可の更新が適切でないものと学校が判断した場合は、使用許可の更新を行わず、公募により食堂業者を決定することとした。 | 経過報告 |